

実践的な避難計画策定のための 検討手順（案）



避難計画策定のための検討手順（案）について

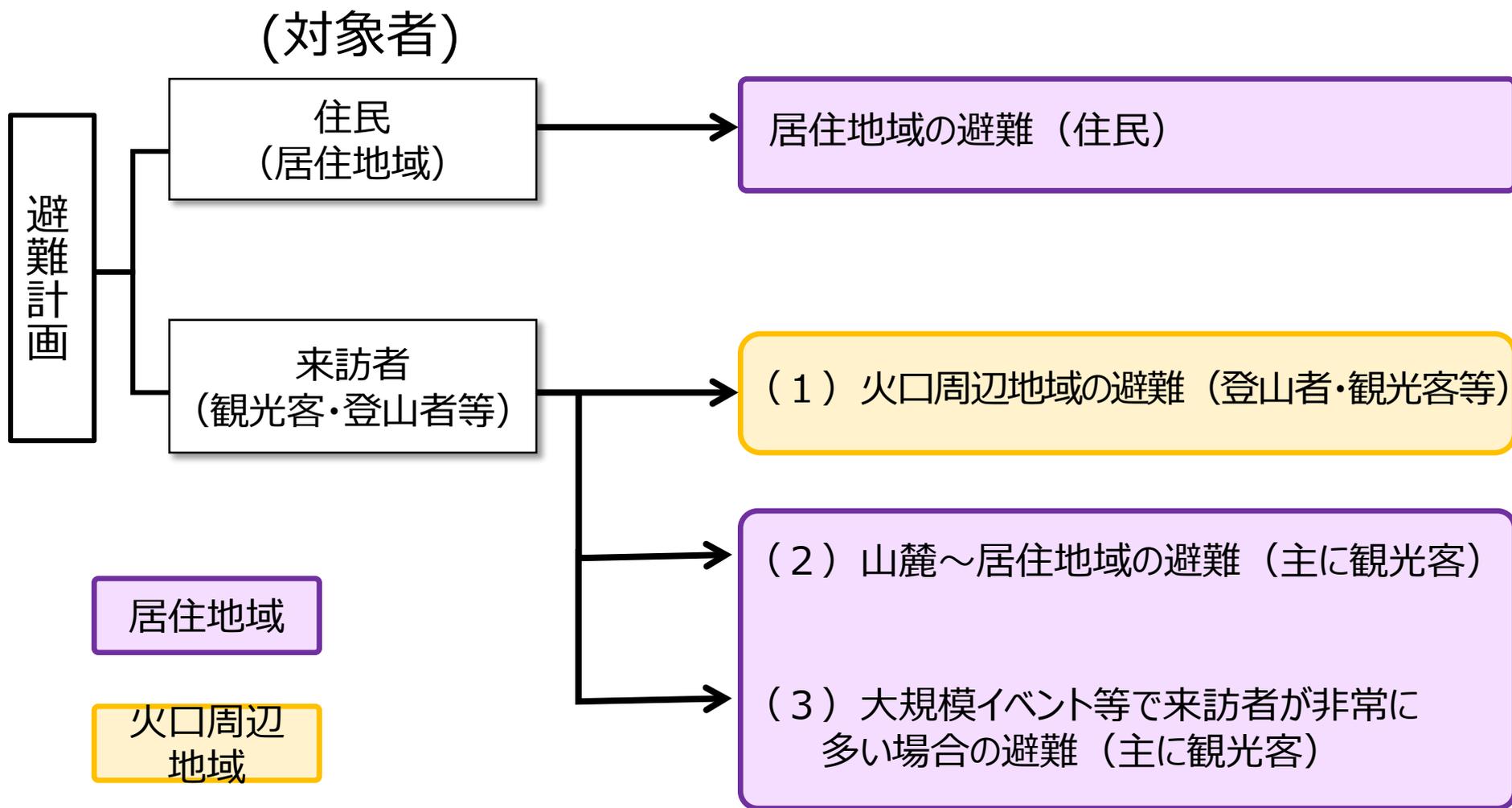
- 火山防災協議会を構成する地方公共団体の防災担当者は、噴火に備えた事前の避難計画について（検討過程も含めて）内容を理解すること、職員の異動の際には理解した内容を確実に後任へ継承することが求められます。更にその内容は協議会の構成機関間において共通認識とされていることが重要です。
- これまでの避難計画策定の取組みの中で、「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」に基づいて避難計画の検討を行う際に、必要な基礎データの整理、ハザードマップを踏まえた避難対象地域毎の安全な避難方法の検討の具体的な進め方がわからないという課題が挙げられました。
- これを踏まえ、協議会を構成する地方公共団体の防災担当者が、避難計画の主要な項目である避難対象地域と、地域毎の避難経路、避難場所・避難所等を検討する際の、具体的な手順を示すことで、計画の策定の一助としていただくことを目指すものです。
- 避難計画は、協議会で協議したハザードマップや噴火シナリオを前提に検討しますが、実際の噴火時等には、噴火の条件（現象の影響範囲や規模等）が前提と異なる場合があることに留意する必要があります。

避難計画の検討の基本的な考え方

	火口周辺地域	居住地域
計画検討の基本となる考え方	登山者等の人命を守ること。居住地域と比較してより緊急性の高い対応が検討の中心となる。特に突発噴火は緊急性が高い。	居住者等を確実に避難させること。火口周辺地域と比較して避難のリードタイムを多少なりとも確保しやすいものの、影響範囲が広がるため、より多くの対応の検討が必要となる。
必要な防災対応	火山の状況に関する解説情報（緊急）、噴火警戒レベル2～3における登山者等の緊急退避や入山規制等	噴火警戒レベル4～5における居住者や観光客等の避難、避難場所・避難所等への収容等
重点検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路 ・緊急退避する避難場所 ・登山者等への情報伝達、誘導 ・登山道規制 ・救助 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域 ・避難対象地域ごとの避難場所・避難所等 ・避難所等までの避難経路 ・通行規制 ・避難誘導 ・情報伝達 ・広域避難


 山小屋等火口近傍の避難促進施設の避難確保計画の内容が含まれる。

検討手順（居住地域／火口周辺地域）が取り扱う範囲



資料中に用いる用語

用語	解説
住民等	居住地域にいるすべての者を指す。
登山者等	火口周辺地域にいるすべての者を指す。
指定緊急避難場所	災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、災害の種類ごとに市町村長が指定するもの。ここでは火山災害に関するものを指す。
指定避難所	避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設で、市町村長が指定するもの。「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は相互に兼ねて指定することが可能。
避難場所等	噴火に伴い発生する火山現象等の危険が切迫した状況において、住民、登山者等が身を守ることを行う目的とした施設や場所として、退避壕・退避舎、指定緊急避難場所等がある。これらをまとめて「避難場所等」という。
避難所等	噴火に伴い発生する火山現象の危険性がなくなるまで、住民等を必要な期間滞在させる、又は、火山現象等により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設として、指定避難所（福祉避難所を含む）やその他公共施設等がある。これらをまとめて「避難所等」という。避難所等と避難場所等とは相互に兼ねることがある。
避難場所・避難所等	避難場所等及び避難所等を指す。
避難経路	避難対象地域から避難所等までの経路を指す（避難場所等から避難所等へ移動する場合は、その経路を含む）。